

教範に関する訓令を次のように定める。

昭和40年6月1日

防衛庁長官 小 泉 純 也

教範に関する訓令

改正 平成元年3月4日庁訓第6号
平成18年3月27日庁訓第12号
平成19年1月5日庁訓第1号
平成28年3月31日省訓第33号
令和4年12月21日省訓第80号

(目的)

第1条 この訓令は、自衛隊の教範に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(教範の定義)

第2条 教範は、自衛隊の行動及び教育訓練を適切、かつ、有効に実施するために、部隊の指揮運用、隊員の動作等に関する教育訓練の準拠を示したものである。

(教範の作成)

第3条 教範は、自衛隊の統合運用に関するものについては統合幕僚長が、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に関するものについては陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が、それぞれ作成するものとし、作成者の区分に従い、それぞれ統合教範、陸上自衛隊教範、海上自衛隊教範又は航空自衛隊教範とする。

2 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長(以下「各幕僚長」という。)は、作成しようとする教範の内容が他の幕僚長の所掌に属する事項と関連し、又は共通する場合には、あらかじめ当該幕僚長と協議するものとする。

(教範作成計画書の提出等)

第4条 各幕僚長は、新たに教範を作成しようとするときは、別記様式第1による教範作成計画書(次項及び第3項において「計画書」という。)をあらかじめ防衛大臣に提出するものとする。

2 各幕僚長は、前項の計画書を変更しようとするときは、その都度速やかに理由を付して別記様式第2による教範作成変更計画書(次項において「変更計画書」という。)を防衛大臣に提出するものとする。

3 防衛大臣は、前2項の規定により提出された計画書又は変更計画書について、特に必要があると認めるときは、各幕僚長に計画書又は変更計画書の変更、防衛大臣の承認を要する教範の指定その他所要の事項の指示を行う。

4 各幕僚長は、前項の規定により指示を受けた場合には、該当する教範の草案について、防衛大臣の承認を受けなければならない。

(教範作成等の報告)

第5条 各幕僚長は、教範を作成、改正又は廃止したときは、別記様式第3による教範作成等報告書を当該教範を作成、改正又は廃止した年度の翌年度の4月末日までに、防衛大臣に報告するものとする。

(教範の使用)

第6条 教範は、部内の教育訓練を目的に作成されるものであつて、当該教範の目的以外の目的のために使用してはならない。ただし、防衛大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

(教育)

第7条 各幕僚長又はその委任を受けた者は、隊員に対し、教範の適切な管理のために必要な教育を実施しなければならない。

(委任規定)

第8条 この訓令に定めるもののほか、教範に関し必要な事項は、各幕僚長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和40年6月1日から施行する。
- 2 昭和40年度において作成しようとする教範については、第4条第1項の規定にかかわらず、幕僚長等は、同項に規定する教範作成計画を昭和40年8月末日までに、長官に提出するものとする。

附 則(平成元年3月4日庁訓第6号)(抄)

- 1 この訓令は、平成元年3月4日から施行する。
- 5 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則(平成18年3月27日庁訓第12号)(抄)

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成19年1月5日庁訓第1号)(抄)

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則(平成28年3月31日省訓第33号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月21日省訓第80号)

この訓令は、令和4年12月21日から施行する。

別記様式第1（第4条関係）

機関名： _____

令和 _____ 年度 教範作成計画書

No	教範の名称	教範の要綱（作成目的・主要記述等）	作成予定年月日	配布予定年月日	参考事項

別記様式第2（第4条関係）

機関名：_____

令和 年度 教範作成変更計画書

（変更前）

No	教範の名称	教範の要綱（作成目的・主要記述等）	作成予定年月日	配布予定年月日	参考事項

（変更後）

No	教範の名称	教範の要綱（作成目的・主要記述等）	作成予定年月日	配布予定年月日	参考事項

※変更箇所には下線を引いて明示すること。

機関名：_____

令和 年度 教範作成等報告書

（作成）

No	教範の名称	教範の記述内容	配布（予定）年月日

※教範の名称に記載されている教範を添付の上、報告すること

（改正）

No	教範の名称	教範の記述内容	配布（予定）年月日

※教範の名称に記載されている教範を添付の上、報告すること

（廃止）

No	教範の名称	教範の記述内容	廃止（予定）年月日